

誓 約 書

北見商工会議所 御中

私（当社）は、北見商工会議所の経営支援等を受けるにあたり、北見商工会議所定款第10条第3項第4号に規定する反社会的勢力に該当いたしません。

なお、後日虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当所経営支援等を受けることが出来なくなっても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合も、一切私（当社）の責任とすることを誓約します。

（北見商工会議所 定款第10条第3項第4号 反社会的勢力）

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標榜ゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧その他①から⑦までに準じる者
- ⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう

令和 年 月 日

事業所名

代表者又は氏名（自署）